

地方自治法第199条第7項の規定に基づく指定管理者監査及び同条第5項に基づく随時監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員	小	野	雅	弘
同	大	賀	一	慶
同	香	川	昌	則
同	小	熊坂	孝	司

記

1 監査の対象

別紙「監査対象一覧表」のとおり

2 監査の期間

次の2回に分け、当該各号に記載する期間により監査を実施した。

- (1) 1回目：令和3年9月1日から令和3年10月31日まで
- (2) 2回目：令和3年10月1日から令和3年11月30日まで

3 監査の範囲

- (1) 指定管理者の指定手続等に係る事務の執行状況
- (2) 令和2年度の指定管理者による施設の管理、出納事務
- (3) 令和2年度の施設の事業実績
- (4) 指定管理者による施設の管理、出納事務（1回目に係る監査では、令和3年7月末までの状況を対象とし、2回目に係る監査では、令和3年8月末までの状況を対象とした。）
- (5) 施設の事業実績（1回目に係る監査では、令和3年7月末までの状況を対象とし、2回目に係る監査では、令和3年8月末までの状況を対象とした。）

(6) 所管課における指定管理者への指導及び監督の状況

4 監査の方法

指定管理者の公の施設の管理に係る出納その他の事務が、基本協定書等の内容に沿って適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、所管課の指定管理者の指定手続に係る事務の執行状況、指定管理者に対する指導及び監督が適切に行われているかどうかに主眼をおき、指定管理者及び所管課における関係諸帳簿の全部又は一部を調査するとともに、指定管理者責任者等、関係職員からの説明聴取及び現地調査を行うなどの方法により実施した。

5 監査の結果

監査の対象とした施設に係る指定管理者の事務及びその所管課の事務については、「6 指摘事項及び意見」に記載するとおり、多くの不適切な事例が確認され、適正に執行されているとは言い難い状況であった。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

(1) 1回目に係る監査

下関市勤労福祉会館について	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 使用料徴収事務において、以下の事項が見受けられた。所管課及び指定管理者は、適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 指定管理者は、計算を誤り、下関市勤労福祉会館の設置等に関する条例で規定する使用料の額よりも多い金額を徴収していた。また、これを調整するため、当該使用者による後日の使用の際に、同条例で規定する使用料の額よりも少ない金額を徴収していた。</p> <p>イ 使用料は、同条例第7条第2項本文の規定により、使用許可を受けた際に納付しなければならないとされる一方、同項ただし書の規定により、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでないとしている。所管課は、使用者から後納についての依頼があったため、同項ただし書を適用し、令和2年4月から毎月1か月分の使用料をまとめて翌月に徴収することとしているが、この適用に関する意思決定を、市長による決裁でなく、課長の決裁で行っていた。</p>

ウ イに係る令和3年3月使用分について、指定管理者は、使用日（最も早い日は3月1日）までに交付しなければならない使用許可書を令和3年4月15日付けで交付していた。

エ ウに係る令和3年3月分の使用料について、指定管理者は、納入の通知として令和3年3月29日付けで請求書を発行している。この場合、正しくは、当該使用料は、令和2年度の歳入とされるところ、指定管理者が誤って令和3年度分の払込書で金融機関へ払込みを行ったため、令和3年度歳入となっており、所管課は、これを見逃ごしていた。また、当該請求書は、納入の通知において必要な、所属年度、歳入科目及び納期限の記載が不足していた。

[指摘事項]

(2) 管内出張旅費支給事務において、以下の事項が見受けられた。所管課及び指定管理者は、所要の措置を講じるとともに、旅費支給事務に関し、適正に事務処理されたい。

ア 公益財団法人下関勤労福祉振興財団旅費規則において、「旅費の計算等については、条例（下関市職員等の旅費に関する条例）の例による。」としているが、私有車での旅費について、条例の規定は、令和2年4月1日から1キロメートルにつき20円と改正されているにもかかわらず、改正前の37円で計算されていた。また、路程の1キロメートル未満の端数は、切り捨てると規定されているが、切り捨てていなかった。なお、指定管理者は、例規に関して、インターネットで確認をしているとのことであり、所管課は例規改正に関する情報提供を行っていなかった。

イ 公益財団法人下関勤労福祉振興財団旅費規則では、「下関市地域外に旅行するとき」のみの旅費の額が規定されており、管内出張の場合の旅費の額の取扱いが明確に定められていなかった。

[指摘事項]

(3) 物品の管理において、基本協定書第27条第1項に基づき指定管理者に無償で貸与する別紙1管理物件一覧に定める備品等（I種）と指定管理者が貸与された備品等（I種）の管理台帳及び会館に存在する備品等に不整合が見受けられた。所管課及び指定管理者は、会館に存在する備品等を明らかにし、それぞれの管理台帳の整理を行い、基本協定書に基づく適正な物品管理を行われたい。

[指摘事項]

(4) 基本協定書第31条第1項各号に掲げる事項を記載した業務報告書により、指定管理者は管理運営業務の内容を点検し、市へ報告することとされているが、令和3年度の業務報告書では、その一部の事項が記載されていなかった。

報告事項について、前回（平成28年度～令和2年度）の基本協定書から条文の内容を変更しているが、令和3年度からの基本協定書において必要と判断の上追加したものと史料される。報告事項の省略に関する規定もないことから、適正な報告書を提出するよう指定管理者へ指導されたい。

<p>[指摘事項]</p> <p>(5) 所管課は、指定管理者の管理運営業務の実施状況及び経理の状況を点検し、評価をチェックシートにより行うこととしているが、事業報告書の確認において基本協定書第30条第1項のうち第5号、第6号及び第8号に掲げるチェックシートによる評価を行っていない。所管課によると、必要な場合は、ヒアリングを実施しているとのことであるが、基本協定書では所定のチェックシートによる評価を任意としておらず、チェックシートの様式の簡略化又は省略の手續もされていなかった。基本協定書及びガイドラインに基づき、適正に事務処理されたい。</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(6) 基本協定書第34条第4項の規定により、指定管理者は、施設利用者の要望を把握し、及びサービスの改善を図るため、所管課と協議の上、毎年度1回、利用者を対象とした指定管理者の管理運営業務に関するアンケート調査を実施することとしているが、令和2年度は、指定管理者による自主講座の受講者へのアンケート結果が所管課へ報告されているのみであった。指定管理者へ確認したところ、自主講座以外の施設利用者へのアンケート用紙は、窓口へ備えているが、ほとんど記入がないとのことであった。また、協議について所管課に確認したところ、指定管理者選定の際に提出されるアンケート様式の確認をもって協議としているとのことであった。利用者アンケートは、モニタリング及び今後の施設管理運営の向上のために必要な資料であるため、所管課と指定管理者は、毎年度協議の上、実施方法や様式を見直し、有効なアンケート調査が行われるよう適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(7) 指定管理者及び所管課は、情報交換及び管理運営業務の調整を図る連絡調整会議を設置しておらず、会議を開催していない。所管課に確認したところ、毎月の業務報告書を受領するなど指定管理者と密接に連絡を取り合っているため、連絡調整会議は特に設置していないとのことであった。指定管理業務及び自主事業を円滑に実施するため、適正な協議の体制を整備されたい。</p>
<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p>下関市勤労青少年ホームについて</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 施設使用料の取扱いについて、下関市勤労青少年ホームの設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）第5条第1項の勤労青少年が所属する団体が勤労青少年ホーム（以下「ホーム」という。）を利用する場合において、勤労青少年ホーム会員に係る内規（平成17年4月1日施行課長決裁文書）により、構成員の3分の1以上が会員である団体の活動に係る利用については、設置条例第7条第1項に規定する勤労青少年等の使用と同様に無料としているが、その取扱いについては設置条例</p>

	<p>の規定に照らし疑義がある。所管課は定めた内規と関係条例等との検証を行い、使用料の取扱いの適正を図られたい。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(2) ホームの管理運営業務のモニタリングについて、以下の事項が見受けられた。所管課及び指定管理者は、基本協定書及びガイドラインに基づき適正に処理されたい。</p> <p>ア 所管課は、指定管理者の管理運営業務の実施状況及び経理の状況を点検し、評価をチェックシートより行うこととしているが、事業報告書の確認において基本協定書第30条第1項のうち第5号、第6号及び第8号に掲げるチェックシートによる評価を行っていなかった。所管課によると、必要な場合はヒアリングを行っているとのことであったが、基本協定書では所定のチェックシートによる評価を任意としておらず、チェックシートの様式の簡略化又は省略の手法もされていなかった。</p> <p>イ 指定管理者は、施設の管理運営を適正に実施するため、自らの管理運営業務の実施状況を点検し、及びその管理運営業務の評価を行わなければならないが、これを行っていなかった。また、所管課もこのことを把握していなかった。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(3) 所管課及び指定管理者は、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議を設置しておらず、会議を開催していなかった。所管課に確認したところ、毎月の業務報告書を受領するなど指定管理者と密接に連絡を取り合っているため、連絡調整会議は特に設置していないとのことであった。指定管理業務及び自主事業を円滑に実施するため、適正な協議の体制を整備されたい。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(4) 物品の管理において、指定管理者に無償で貸与する基本協定書別紙1管理物件一覧に定める備品等（I種）と指定管理者が貸与された備品等（I種）の管理台帳及びホームに存在する備品等に不整合が見受けられた。所管課及び指定管理者は、ホームに存在する備品等を明らかにしそれぞれの管理台帳の整理を行い、基本協定書に基づく適正な物品管理を行われたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>

(2) 2回目に係る監査

<p>ふくふくこども館について</p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 前回の指摘事項でもあったが、多目的室及び附属設備の使用許可におい</p>

<p>て、使用の許可を受けた者が許可を受けた内容を変更しようとするときは、施設使用変更許可申請書を指定管理者に提出しなければならない旨、下関市次世代育成支援拠点施設の設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）及び下関市次世代育成支援拠点施設の設置等に関する条例施行規則（以下「設置条例施行規則」という。）において規定されているが、指定管理者は、利用者の手間を考え、既に提出のあった申請書の訂正による対応とし、当該変更許可申請書を提出させずに、変更した内容の施設の使用を認めていた。また、変更により追加となった利用料金分を許可書を発行することなく別途徴収していた。所管課は管理運営業務の実施状況を的確に把握するとともに、適正に事務処理するよう、指定管理者を指導されたい。</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(2) 指定管理者が行った支出及び契約に係る事務処理を確認したところ、以下の事項が見受けられた。指定管理者は、下関市社会福祉事業団経理規程（以下「経理規程」という。）に基づき遺漏のないよう適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 修繕の執行において徴取した見積書について、修繕施行伺の決裁日以前の日付のもの、見積有効期限を経過したもの及び相手方の押印の無いもので執行していた。</p> <p>イ 館内照明器具修繕他に係る修繕施行伺において、当初予定していた決裁済みの業務の一部を中止したにもかかわらず、修繕施行伺書の一部に修正を加えたのみで執行し、編てつされた伺書の決裁内容と契約内容が整合していない状態で保管していた。</p> <p>ウ 修繕施行伺において随意契約としているもので、経理規程における随意契約とする該当条項及びその理由に関して意思決定された内容の決裁となっていなかった。</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(3) 基本協定書第53条第1項において、指定管理者は自己の責任と費用により自主事業を実施することができるものとされているが、事業報告書や法人の財務関係書類等における収支報告書で自主事業に係る人件費が全く計上されていなかった。指定管理業務に係る経費と自主事業に係る経費を混同することなく明確にするよう、指定管理者を指導されたい。</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(4) 基本協定書第17条及び別紙3仕様書に定める従業員（職員）の配置に伴う報告及び変更について、指定管理者は雇用契約書等の写しを提出していなかった。また、所管課は写しの提出を求めることなく承諾を行っていた。所管課及び指定管理者は基本協定書等に基づき遺漏のないよう事務処理されたい。</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(5) 指定管理者が自主事業を行うため多目的室・附属設備を使用する場合、又は利用者がこども一時預かり室を利用する場合の利用料金について、それぞれ全額又は3割の利用料金の減免を行っていた。減免の根拠について確認したところ、「次世代育成支援拠点施設における基本的運営方針の決定について</p>

	<p>て」（平成24年12月28日付け市長決裁）及び「下関市次世代育成支援拠点施設の設置等に関する施行規則第8条第2項に規定する市長が別に定める様式の決定について」（平成26年3月31日付け福祉部長決裁）の決裁文書が存在したが、これらは、設置条例等の規定を受けて減免の基準を定めたものとは言えなかった。なお、当該「基本的運営方針」は、使用料の取扱いを定めているが、所管課はこれをそのまま利用料金の取扱いの基準としている。さらに、利用者が指定管理者の主催する事業（イベント等）のためこども一時預かり室を利用する場合において、設置条例施行規則第6条第2項の規定による利用料金の減免申請書を提出させておらず、申請の審査及び決定を経ることなく利用料金を減免していた。指定管理者の収入となる利用料金については、設置条例及び設置条例施行規則にその取扱いに関する規定があるため、所管課及び指定管理者はこれらに則って事務を適正に行われたい。</p>
	<p>[意見] なし</p>
<p>下関駅北自転車駐車場・下関駅南自転車駐車場・下関駅原動機付自転車等駐車場について</p>	
	<p>[指摘事項] 及び [意見] なし</p>
<p>角島サイクルポートについて</p>	
	<p>[指摘事項] (1) サイクルポートの使用許可に関する業務について、以下の不適切な事項が見受けられた。指定管理者は、適正に事務処理されたい。 ア 前回監査の指摘事項でもあるが、利用料金を徴収した際に発行する領収書（レシート）の控えを保管していなかった。 イ 前回監査の指摘事項でもあるが、書損じ又は申請書記入後のキャンセルにより発行しなかった使用券を保管せず破棄していた。 ウ 角島サイクルポートレンタサイクル使用（変更）許可申請書（以下「申請書」という。）について、申請者が記載した申請書の内容を指定管理者が月ごとの冊に整理し直すために別の申請書に転記しており、同じ記載内容の申請書が二枚存在していた。また、転記された申請書と複写式になっている使用券は破棄されていた。</p>
	<p>[指摘事項] (2) 基本協定書第34条第3項において、指定管理者は本施設の管理運営を適正に実施するため、同条第1項の書類に準じたものにより自らの管理運営業務の実施状況を点検し、及びその管理運営業務の評価を行わなければならないと定めているが、自己評価の実施の有無が確認できなかった。指定管理者は基本協定書に基づき、適正に自己評価を実施されたい。</p>
	<p>[指摘事項] (3) 年度協定書第3条に学習・加工体験室及び交流広場の利用実績が目標値と</p>

	して定められており、指定管理者は業務報告書及び事業報告書にて利用実績を報告しているが、所管課はモニタリングチェックシート及びモニタリングレポートにて目標値の達成度を評価していなかった。所管課は下関市指定管理者制度ガイドラインに基づき、適正に評価を実施されたい。
	[意見] なし

以上